

許認可等の内容	処理施設の設置		
根拠法令及び条項	鳥取市浄化槽事業条例第 4 条第 1 項		
担 当 課	下水道企画課	処分権者	市 長
標準処理期間	14 日	設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日
審 査 基 準 処理施設の設置場所が、条例第 3 条第 2 項に規定する事業区域内であり、次に掲げる場合を除き承認するものとする。 処理施設の設置に係る土地が無償で貸与されないとき。			

許認可等の内容	既設浄化槽の帰属の決定		
根拠法令及び条項	鳥取市浄化槽事業条例第 26 条		
担 当 課	下水道企画課	処分権者	市 長
標準処理期間	14 日	設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日
審 査 基 準 「処理施設の設置」の審査基準を準用する。			

下水 1 - 3

許認可等の内容	処理施設の移動等の承認		
根拠法令及び条項	鳥取市浄化槽事業条例第 27 条第 1 項		
担当部及び課名	下水道企画課	処分権者	市長
標準処理期間	14 日	設定日	平成 16 年 11 月 1 日
<p>審査基準</p> <p>既存の処理施設の移動又は撤去について相当の理由があると認められる場合に行うものとする。</p>			